

◇大阪市物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則の一部を改正する規則

- 1 政府調達に関する協定の適用を受ける一般競争入札の公告等の期間を改めることにしました。
- 2 この規則は、公布の日（令和7年7月4日）から施行することにしました。

（契約管財局契約部制度課）